

福祉こども総室  
＜上北地方福祉事務所＞

# 1 生活保護

## (1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増、平成29年度以降は、減少傾向である。

令和4年度～令和5年度の町村別の被保護世帯数は、東北町が増加、七戸町が増減なし、このほかの町村が減少している。

### ① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

\*指数は、令和元年度を100とした場合の数値である。

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
令和 元年度	1,116	100.0	—
令和 2年度	1,096	98.2	98.2
令和 3年度	1,086	97.3	99.1
令和 4年度	1,076	96.4	99.1
令和 5年度	1,068	95.7	99.3

### ② 町村別被保護世帯数（令和5年度 単位：世帯数）

\*各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理により計が一致しないことがある。

町村名 \ 区分	世帯数	対前年度比
野辺地町	219	97.3
七戸町	200	100.0
六戸町	89	98.9
横浜町	94	94.9
東北町	343	103.6
六ヶ所村	122	93.1
計	1,068	99.2

ア 令和5年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は令和元年度の67.2%から71.6%と4.4ポイントの増加、その他世帯は令和元年度の9.0%から8.0%と1.0ポイント減少している。

また、母子世帯は令和元年度の1.9%から1.2%と0.7ポイントの減少、傷病・障害世帯は令和元年度の21.9%から19.2%と2.7ポイント減少している。

①世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

\*各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理により計が一致しないことがある。

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
令和 元年度		663	87	750	21	188	56	244	47	54	101
令和 2年度		666	83	749	21	176	57	233	42	51	93
令和 3年度		666	87	753	16	176	53	229	42	46	88
令和 4年度		670	86	756	16	178	44	222	41	40	81
令和 5年度		687	78	765	13	168	37	205	41	44	85
令和5年度内訳	野辺地町	136	13	149	2	36	9	45	17	7	24
	七戸町	122	14	136	4	37	9	46	4	10	14
	六戸町	65	6	71	1	9	2	11	3	3	6
	横浜町	59	5	64	1	16	4	20	3	7	10
	東北町	237	24	261	3	46	10	56	10	14	24
	六ヶ所村	68	15	83	1	26	5	31	5	3	8

イ 令和5年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は7.8%で、令和元年度の9.5%に比べ減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

\*各数値は年度累計値を12分したものであり、端数処理により計が一致しないことがある。

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
令和 元年度		53	0	4	16	73	33	1,010
令和 2年度		50	2	3	14	69	29	998
令和 3年度		40	2	4	14	60	27	999
令和 4年度		44	2	4	12	62	25	989
令和 5年度		46	1	4	9	60	23	986
令和5年度内訳	野辺地町	15	0	1	4	20	5	195
	七戸町	8	0	1	0	9	5	186
	六戸町	6	1	2	3	12	1	76
	横浜町	4	0	0	0	4	2	88
	東北町	12	0	0	2	14	7	323
	六ヶ所村	1	0	0	0	1	2	119

## (2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度～平成29年度は横ばい、平成30年度以降は減少傾向である。

令和4年度～令和5年度の町村別の被保護人員は、東北町が増加、このほかの町村が減少している。

### ① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度	区分	人員数	対前年度比
令和	元年度	1,401	—
令和	2年度	1,366	97.5
令和	3年度	1,342	98.2
令和	4年度	1,305	97.2
令和	5年度	1,277	97.9

### ② 町村別月平均被保護人員（令和5年度 単位：人）

町村名	区分	人員数	対前年度比
野辺地町		256	96.2
七戸町		249	98.8
六戸町		103	98.1
横浜町		116	92.8
東北町		403	102.3
六ヶ所村		150	92.0
計		1,277	97.9

## (3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっていたが、平成29年度以降は減少傾向である。

令和4年度～令和5年度の町村別の保護率は、七戸町及び東北町が増加し、このほかの町村が減少している。

### ① 町村別保護率（単位：% 人口千人対）

町村名	年度	1	2	3	4	5
野辺地町		23.0	23.0	22.4	22.3	22.1
七戸町		18.3	17.8	18.1	17.8	18.0
六戸町		11.1	10.9	10.1	10.2	10.1
横浜町		30.7	31.7	30.3	30.4	28.5
東北町		25.2	24.5	24.8	24.6	25.5
六ヶ所村		15.7	16.3	16.5	16.0	14.9
管内		20.1	19.9	19.8	19.6	19.5
県		23.4	23.4	23.1	23.0	23.0
国		16.6	16.3	16.2	16.2	16.3

#### (4) 保護の申請・開始・廃止の状況

令和元年度以降の保護の申請件数は150～180件台、保護の開始件数は100～140件台で推移している。令和5年度は直近5年度間で保護の申請件数及び保護の開始件数が最も多かった。

##### ① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
令和 元年度	170	128	33	11	127
令和 2年度	162	126	32	4	149
令和 3年度	151	105	39	10	115
令和 4年度	175	121	47	5	138
令和 5年度	185	138	40	7	138

#### (5) 保護費の状況

令和5年度における保護費の支出総額は、約19億7,000万円であり令和4年度の約19億5,000万円に比べ約1.0%増加している。

(単位:円)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	出産扶助	医療扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	施設事務費	計
野辺地町	113,673,720	41,699,401	412,310	60,750		4,210,012	221,583	1,006,370			12,882,252	174,166,398
七戸町	100,240,633	32,873,688	450,463	1,650		3,646,895	374,827	687,812	40,000		7,969,830	146,285,798
六戸町	40,815,559	14,739,898	106,486	25,960		1,249,163		604,791			9,696,082	67,237,939
横浜町	49,936,585	14,418,799		3,710		1,096,337	164,449	322,360			14,715,198	80,657,438
東北町	182,766,620	72,180,790	370,480	29,440		5,568,236	1,250,345	447,260	109,368		11,794,583	274,517,122
六ヶ所村	74,137,147	12,969,084	445,292			2,765,987	391,374	687,080			8,888,903	100,284,867
支払基金支払分 (医療扶助)						1,011,782,596						1,011,782,596
国保連支払分 (介護扶助)				113,102,910								113,102,910
合 計	561,570,264	188,881,660	1,785,031	113,224,420		1,030,319,226	2,402,578	3,755,673	149,368		65,946,848	1,968,035,068

## 2 児童福祉

### (1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

### 3 母子（父子・寡婦）福祉

#### (1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

令和元年度から令和5年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	元	2	3	4	5
生活一般	住 宅	5	1	3	4	0	
	医 療 ・ 健 康	17	0	2	1	0	
	家 庭 紛 争	2	1	0	1	0	
	就 労	53	53	21	25	20	
	結 婚	0	0	0	0	0	
	養 育 費	3	3	0	0	0	
	借 金	4	4	1	0	0	
	そ の 他	6	6	2	0	0	
	小 計	90	68	29	31	20	
児 童	養 育	88	23	3	0	3	
	教 育	6	0	13	0	2	
	非 行	1	0	0	0	0	
	就 職	3	2	3	1	1	
	そ の 他	8	0	0	0	0	
	小 計	106	25	19	1	6	
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金	767	770	499	395	386	
	寡 婦 福 祉 資 金	17	6	20	2	1	
	公 的 年 金	0	0	0	0	0	
	児 童 扶 養 手 当	3	0	1	0	0	
	生 活 保 護	3	0	0	0	0	
	税	1	0	1	0	0	
	そ の 他	16	3	4	0	0	
	小 計	807	779	525	397	387	
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)	0	0	0	0	0	
	た ば こ 販 売 (26 条)	0	0	0	0	0	
	母子世帯向公営住宅(27 条)	0	0	0	0	0	
	母子福祉施設の利用	0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設(38 条)	1	0	0	0	0	
	小 計	1	0	0	0	0	
	合 計	1,004	872	573	429	413	

(十和田市及び三沢市を含む)

## (2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

令和5年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

(単位：円)

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	7	6,303,500	7	3,643,200	14	9,946,700	3	2,100,000	2	2,702,400	5	4,802,400	0	0	1	759,000	1	759,000
高校（国公立）分	0	0	1	300,000	1	300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（国公立）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（国公立）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校（私立）分	3	1,460,000	2	918,000	5	2,378,000	2	1,260,000	0	0	2	1,260,000	0	0	0	0	0	0
専修（私立）分	1	1,518,000	0	0	1	1,518,000	0	0	0	0	0	0	0	1	759,000	1	759,000	0
高専・大学（私立）分	3	3,325,500	4	2,425,200	7	5,750,700	1	840,000	2	2,702,400	3	3,542,400	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	3	1,056,000	0	0	3	1,056,000	1	120,000	0	0	1	120,000	0	0	0	0	0	0
住宅資金	1	800,000	0	0	1	800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	1	281,000	0	0	1	281,000	1	144,000	0	0	1	144,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修分	1	281,000	0	0	1	281,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	0	0	0	0	0	0	1	144,000	0	0	1	144,000	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	8,440,500	7	3,643,200	19	12,083,700	5	2,364,000	2	2,702,400	7	5,066,400	0	0	1	759,000	1	759,000

### (3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

令和5年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、63.2%で令和4年度の62.8%より0.4ポイント増加した。また、収入未済額は、令和4年度の24,835,450円に比べ1,250,096円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、令和4年度と同値の100%となった。父子福祉資金の償還率は、97.6%で令和4年度の96.6%より1.0ポイント改善した。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

(単位：円)

調定年度 種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	39,261,137	37,596,445	1,664,692	95.8%	24,835,450	2,914,788	21,920,662	11.7%	64,096,587	40,511,233	23,585,354	63.2%
	利子	4,586	3,743	843	81.6%	1,028	202	826	19.6%	5,614	3,945	1,669	70.3%
	計	39,265,723	37,600,188	1,665,535	95.8%	24,836,478	2,914,990	21,921,488	11.7%	64,102,201	40,515,178	23,587,023	63.2%
	(県合計)	201,958,525	186,497,667	15,460,858	92.3%	252,354,501	22,498,341	229,856,160	8.9%	454,313,026	208,996,008	245,317,018	46.0%

調定年度 種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
父子福祉資金	元金	1,622,495	1,612,418	10,077	99.4%	30,231	0	30,231	0.0%	1,652,726	1,612,418	40,308	97.6%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	1,622,495	1,612,418	10,077	99.4%	30,231	0	30,231	0.0%	1,652,726	1,612,418	40,308	97.6%
	(県合計)	4,143,966	4,002,458	141,508	96.6%	261,791	63,079	198,712	24.1%	4,405,757	4,065,537	340,220	92.3%

調定年度 種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金	736,620	736,620	0	100.0%	0	0	0	-	736,620	736,620	0	100.0%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	736,620	736,620	0	100.0%	0	0	0	-	736,620	736,620	0	100.0%
	(県合計)	4,521,512	4,459,535	61,977	98.6%	4,319,288	245,768	4,073,520	5.7%	8,840,800	4,705,303	4,135,497	53.2%



## 4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成26年1月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる)が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と女性等相談支援員1名が対応している。

令和5年度の女性相談の相談者数は11人で、延件数は19件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は6人、延件数は11件で、すべて女性からの相談となっている。

また、ストーカー被害者に関する相談については、0件となっている。

### (1) 女性相談受付状況

#### ①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
		(再掲)		(再掲)						
		来所 指示等	外国人 からの 相談			夜間相談 (17時以降 の電話相談)				
R元	実人員(人)	6	1			3				9
	相談延べ件数 (件)	22	1			5				27
2	実人員(人)	5				7				12
	相談延べ件数 (件)	16				9				25
3	実人員(人)	7	1		1	3				11
	相談延べ件数 (件)	10	3		5	11				26
4	実人員(人)	19			1	6				26
	相談延べ件数 (件)	23			1	24				48
5	実人員(人)	5			1	5				11
	相談延べ件数 (件)	9			2	8				19

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
R元	来所・巡回等	6	3	1				1							1	
	電 話	3	3													
	計	9	6	1				1							1	
2	来所・巡回等	5	3					1	1							
	電 話	7	5						2							
	計	12	8					1	3							
3	来所・巡回等	7	1				1		5							
	電 話	3	2						1							
	計	10	3				1		6							
4	来所・巡回等	20	12			1			5			1			1	
	電 話	6	3			1									2	
	計	26	15			2			5		1				3	
5	来所・巡回等	9	4					1	2						1	1
	電 話	2	2													
	計	11	6					1	2						1	1

③主 訴（実人員）

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係										経 済 問 題		医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反												
		夫 等 の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱	離 婚 問 題	そ の 他	子 ども からの 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 族 の 暴 力	そ の 他	交 際 相 手 からの 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 からの 暴 力	そ の 他	そ の 他 の 者 からの 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害							家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産	そ の 他		
R元	9	4	1						1						1	2																		
2	12	8	2								1									1														
3	11	7	2	1							1																							
4	26	20	1			1	1				2				1																			
5	11	6	2																						3									

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 万円(2 万円)以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年 度	区 分	婦 人 保 護 施 設 に 入 所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 移 送	福 祉 事 務 所 へ 移 送	婦 人 移 送 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ 送	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ 送	そ の 他 の 関 係 機 関 ・ 施 設 へ 送	助 言 ・ 指 導 の み	そ の 他	合 計
度	R元						1			6	2	9
	2						1			7	4	12
	3									6	5	11
	4						1			11	14	26
	5									11		11

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成 26 年 1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成 26 年 1 月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。  
(延べ件数)

年 度		合 計			合 計							
		女 性	男 性	合 計	加害者との関係						生活の本拠を共にする(した)	
					配 偶 者			離 婚 済	交 際 相 手			
					届 出 有	届 出 な し	届 出 有 無 不 明		交 際 相 手	元 交 際 相 手		
R元	来 所	4	4	4	2	1					1	
	電 話	7	7	7	4	2					1	
	そ の 他											
	合 計	11	11	11	6	3					2	
2	来 所	9	9	9	7						2	
	電 話	12	12	12	12							
	そ の 他											
	合 計	21	21	21	19						2	
3	来 所	10	10	10	7	2					1	
	電 話	13	11	2	13	10	2				1	
	そ の 他	5	5		5	5						
	合 計	28	26	2	28	22	4				2	
4	来 所	26	26	26	26							
	電 話	9	9	9	9							
	そ の 他	4	4	4	4							
	合 計	39	39	39	39							
5	来 所	7	7	7	7							
	電 話	4	4	4	4							
	そ の 他											
	合 計	11	11	11	11							

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度				通 報
	合 計	女 性	男 性	
R 元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
4	0	0	0	0
5	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

合 計		
	女性	男性
0	0	0